

米軍普天間飛行場所属 MV-22 オスプレイからの水筒落下事故等に関する意見書

去る11月23日午後6時半から7時にかけて、普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイが飛行中に、民家の玄関先に突然、水筒が落下した重大事故が発生した。水筒はステンレス製のもので、落下地点は宜野湾市野嵩の住宅が密集する地域であった。人命と財産を脅かす凶器となる航空機からの落下物事故に、町民・県民に大きな不安と衝撃が広がっている。

同型機や米軍航空機は、県民上空を日常的に飛行しており、部品等の落下事故も相次いで発生している。そして、多くの民間機が発着する那覇空港に近接し、航空機使用を目的としていない那覇軍港にも11月19日にオスプレイが3機、20日には米軍ヘリ1機が着陸する事案も発生し、那覇市長と玉城知事が抗議のコメントを発表したばかりでもある。沖縄は戦後76年を経た今日もなお、全国の米軍専用施設面積の約70.6%が集中し、県民は基地から派生する事件・事故・環境汚染等により、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担を強いられている。

本町議会は、事件・事故のたびに嚴重に抗議し、米軍や日米両政府に実効性ある抜本的な再発防止策等を求めてきた。にもかかわらず、同様の事故を繰り返す現状は、あまりにも異常であり、断じて許されるものではない。

よって、本町議会は町民と県民の生命と財産を守る立場から、米軍普天間飛行場所属MV-22からの水筒落下事故に対し、嚴重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要請する。

記

1. 事故原因を徹底究明し、速やかに公表すること
2. 日米両政府の責任のもと、実効性のある再発防止策を講じること
3. 事故発生時における緊急連絡体制の確認徹底及び確実な運用を図ること
4. 25年前に日米間で合意した普天間飛行場の一日も早い閉鎖返還を実現すること
5. 那覇空港に近接し、市街地にある那覇軍港への米軍機の飛来を中止すること
6. 県民の過重負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月10日

沖縄県西原町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長